

○加須市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付要綱

平成22年3月23日

告示第62号

改正 平成25年4月1日告示第110号

平成26年3月31日告示第115号

平成26年10月1日告示第311号

平成27年3月31日告示第122号

(題名改称)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、小児慢性特定疾病児童の日常生活における便宜を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(平成27告示122・一部改正)

(給付対象用具及び対象者等)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1種目欄に掲げる用具とし、その給付の対象となる者は、市内に住所を有する同表対象者欄に掲げる者で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（知事が支給認定した者に限る。）

(2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第1耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が小児慢性特定疾病児童の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

(平成25告示110・平成27告示122・一部改正)

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付診断書(様式第2号)及び前年分所得税の納税状況を証する書類を添えて、加須市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に申請しなければならない。

(平成27告示122・一部改正)

(給付の決定)

第4条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、当該小児慢性特定疾病児童の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書(様式第3号)を作成するとともに、用具の給付の適否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により用具を給付することが適当であると認めるときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(様式第5号。以下「給付券」という。)を当該申請者に交付するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により用具を給付することが適当でないとき認めるときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(平成27告示122・一部改正)

(用具の給付)

第5条 用具の給付は、あらかじめ福祉事務所長が発行する小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付委託通知書(様式第7号)により委託を受けた業者(以下「委託業者」という。)が、前条第2項の規定により給付券の交付を受けた申請者(以下「受給者」という。)に対して直接納入して行うものとする。

(平成27告示122・一部改正)

(費用の負担)

第6条 受給者は、用具の給付を受ける際に、委託業者に給付券を提出するとともに、当該用具の給付に要する費用の一部を支払わなければならない。

2 前項の規定により受給者が支払うべき費用の額(以下「負担額」という。)は、別表第2により算定した額とする。

3 受給者は、別表第1に掲げる基準額を超える用具の給付を受ける場合は、負担額に当該基準額を超えた額を加算した額を委託業者に支払わなければならない。

(費用の請求)

第7条 用具の給付を行った委託業者は、当該用具の額(別表第1に掲げる基準額を超える場合においては当該基準額)から負担額を控除した額を、請求書に給付券を添えて福祉事務所長に請求するものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないものとする。

2 福祉事務所長は、用具の給付を受けた者が、前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 福祉事務所長は、用具の給付状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳(様式第8号)を整備しておくものとする。

(平成27告示122・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第115号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第311号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第122号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第6条、第7条関係）

（平成26告示115・平成27告示122・一部改正）

種目	対象者	性能等	耐用 年数	基準額	
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	便器	4,450円
			5年	手すり	5,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	<small>じよくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	8年	19,600円	
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円	
特殊寝台	寝たきりの	腕、脚等の訓練のできる器具を	8年	154,000円	

	状態にある者	附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		
歩行支援用具	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ、歩行器等であること。	8年	60,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの	5年	70,400円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円
電気式た	呼吸器機能	小児慢性特定疾病児童又は介助	5年	56,400円

ん吸引器	に障害のある者	者が容易に使用し得るもの		
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	20,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	—	37,800円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

備考 「紫外線カットクリーム」の基準額については、1年間の給付上限額とする。

別表第2 (第6条関係)

(平成26告示311・一部改正)

費用徴収基準

<u>税額等による世帯の階層区分</u>	<u>費用徴収基準月額</u>	
	<u>基準月額</u>	<u>加算基準月額</u>
		額

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被 保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 （平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円	円
			0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C1	A階層及びB 階層を除き	当該年度分の市町村民税所得割非課 税（均等割のみ課税）	2,250	230
C2	前年分の所 得税非課税 世帯	当該年度分の市町村民税所得割課税	2,900	290
D1	A階層及びB	2,400円以下	3,450	350
D2	階層を除き	2,401円以上4,800円以下	3,800	380
D3	前年分の所	4,801円以上8,400円以下	4,250	430
D4	得税課税世	8,401円以上12,000円以下	4,700	470
D5	帯であって、	12,001円以上16,200円以	5,500	550
	その税額の	下		
D6	年額区分が	16,201円以上21,000円以	6,250	630
	次の額であ	下		
D7	るもの	21,001円以上46,200円以	8,100	810
		下		
D8		46,201円以上60,000円以	9,350	940
		下		
D9		60,001円以上78,000円以	11,550	1,160
		下	0	
D1		78,001円以上100,500円	13,750	1,380
0		以下	0	

D1	100,501円以上190,000	17,85	1,790
1	円以下	0	
D1	190,001円以上299,500	22,00	2,200
2	円以下	0	
D1	299,501円以上831,900	26,15	2,620
3	円以下	0	
D1	831,901円以上1,467,0	40,35	4,040
4	00円以下	0	
D1	1,467,001円以上1,632,4	42,50	4,250
5	000円以下	0	
D1	1,632,001円以上2,302,5	51,45	5,150
6	900円以下	0	
D1	2,302,901円以上3,117,6	61,25	6,130
7	000円以下	0	
D1	3,117,001円以上4,173,7	71,90	7,190
8	000円以下	0	
D1	4,173,001円以上	全額	左の基準月
9			額の10分
			の1。ただ
			し、その額
			が8,56
			0円に満た
			ない場合
			は、8,5
			60円

備考

1 上表のC1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C2階層に

における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 上表のD1～D19階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項の規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用しないものとする。）をいう。

3 同一世帯から2人以上の児童が用具の給付を受けている場合は、その月の費用徴収基準月額中最も多額な児童については、基準月額により算定し、その児童以外の児童については、加算基準月額により算定するものとする。

4 費用徴収基準月額が、その月におけるその児童に係る用具の額（別表第1に掲げる基準額を超える場合には当該基準額）を超える場合には、上表及び備考3にかかわらず、当該用具の額とする。

様式第1号(第3条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

加須市福祉事務所長 様

住 所  
申請者 氏 名 (印)  
(対象者との続柄)

日常生活用具の給付を受けたいので、加須市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

対象者	氏 名			男・女	生年月日	年 月 日生( 歳)			
	住 所					電 話 番 号			
	疾 病 名								
	症 状								
世帯の状況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職業	備考(対象者に対する介護の状況等)				
	.....								
	.....								
	.....								
	.....								
給付を希望する理由									
現在の住まいの状況		住宅	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用		
現状の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる		移動	1 車いす使用 2 他人の介助が必要(一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称				希望する形式・規模等					
給付上、特に希望する事項									

注 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付診断書
- (3) 給付を希望する用具の見積書

様式第2号(第3条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付診断書

氏名			
生年月日	年 月 日生( 歳)	性別	男・女
住所			
疾病名			
症状(日常生活用具を必要とする身体の症状等)			
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。(当面、在宅での療養が可能であると判断できるか)			
必要と認める用具	用具の種目		
	処方		
	使用効果見込み		
以上のとおり診断します。 年 月 日			
病院又は診療所名 所在地 診療担当科名 作成医師氏名			
			

様式第3号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書

申請書受付番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日		申請者 氏 名		対象者 との続柄	
対象者	氏 名	男・女		生年月日	年 月 日生( 歳)		
	住 所						
	疾病名	症 状					
世帯の 状況	氏 名	年齢	対象者 との続柄	課 税 状 況			
				当該年度分市町 村民税均等割 (円)	当該年度分市町 村民税所得割 (円)	前年分所得税 (円)	備 考
世帯区分	1 生活保護法による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯(税額 円)世帯階層区分( )						
住まいの状況	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	給付後の生活状況(入浴・排便・移動等について該当する状況に○)		1 自力でできるようになる。 2 給付しても他人の介助が必要である。 3 給付しても変わらない。(一部介助・全介助) 4 その他( )			
給付の必要の有無	1 有 2 無	給付する(しない)理由					
給付する用具名 (型式・規模等)							
予定価格	円	申請者が支払うべき額		円	公費負担 予定額	円	
その他特記事項							
年 月 日				調査員 職 名 氏 名		㊟	

様式第4号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

加須市福祉事務所長



年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付については、加須市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付要綱第4条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		疾病名	
給付する用具名 (形式・規模等)			
委託業者名			
住所	電話		
価格	円	受給者が支払うべき額	円
公費負担額	円		
注意事項	1 用具は、受給者がその負担能力に応じて費用の一部を直接委託業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還してもらうことがあります。		

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に加須市長に対し異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)、提起することができます。

様式第5号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券

①給付番号	第 号	②給付券 発行年月日	年 月 日
③対象者氏名		④生年月日	年 月 日生( 歳)
⑤住 所			
⑥受給者氏名		⑦対象者との続柄	
⑧給付する用具の名称 (型式・規模等)		⑨価 格	円
⑩受給者が支払うべき額	円	⑪公費負担額	円
⑫委託業者名		⑬委託業者の住所 (電話)	
⑭この券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費 支払請求期限
上記のとおり決定する。 年 月 日 加須市福祉事務所長 <span style="float:right">印</span>			
⑮委託業者が納入した日	⑯受給者より受領した額	⑰委託業者名及び受領年月日	
年 月 日	円	年 月 日 <span style="float:right">印</span>	
⑱用具受領者氏名 <span style="float:right">印</span>	⑲検収者	職 名	
		氏 名	<span style="float:right">印</span>
⑳その他 特記事項			

(注) 本表は、①～⑭及び⑲は市が、⑮～⑰は納入した委託業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第6号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

第 号  
年 月 日

様

加須市福祉事務所長



年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付については、加須市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付要綱第4条第3項の規定により、次のとおり却下しましたので通知します。

種 目  
却下理由

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に加須市長に対し異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)、提起することができます。

様式第7号(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付委託通知書

第 号  
年 月 日

様

加須市福祉事務所長



日常生活用具の給付については、加須市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付要綱第5条の規定により、次のとおり貴社に委託することに決定しましたので通知します。

受給者から小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券の提出がありましたら、当該日常生活用具を納入くださるよう依頼します。

なお、納入後は、適合判定をした結果により受領します。

給付番号	第 号	給付年月日	年 月 日
対象者名		住 所	
用具の名称(型式・規模等)			
日常生活用具の価格			円
受給者が支払うべき額			円
委託報酬額(公費負担額)			円
(備考)			



様式第1号（第3条関係）

（平成27告示122・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平成27告示122・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平成26告示311・平成27告示122・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平成27告示122・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平成27告示122・一部改正）

様式第6号（第4条関係）

（平成27告示122・一部改正）

様式第7号（第5条関係）

（平成27告示122・一部改正）

様式第8号（第9条関係）

（平成27告示122・一部改正）